

公益財団法人 公益法人協会 第8回理事会議事録

- 1 開催場所 日本工業倶楽部 4階第二会議室
- 2 開催日時 平成22年9月28日(火) 14時~16時
- 3 理事現在数及び定足数
 現在数 15名、定足数 8名
- 4 出席理事数 15名
 (出席) 浦上節子、太田達男、片山正夫、加藤広樹、金沢俊弘、鈴木勝治、
 田中皓、土肥寿員、長瀧重信、福原義春、堀田力、水野淳二郎、
 宮川守久、宮川康雄、山本正
 (監事出席) 高宮洋一
- 5 議案
 第1号議案『「情報システムの運用管理に関する規程」及び「情報システムの緊急事態における行動指針」制定』の件
 第2号議案『「就業規則」及び「有期契約職員就業規則」改定』の件
 第3号議案『「出張規程」改定』の件
 第4号議案『「印章取扱規程」改定』の件
報告事項
 ①第7回理事会以降の職務執行の状況
 ②法人管理に関する報告
 ③今後のファンドレイジング活動
 ④特定寄附金活用プログラム
 ⑤内閣府等行政庁の動向
- 6 会議の概要
(1) 定足数の確認等
 冒頭で金沢専務理事が定足数の充足を確認し、続いて、同専務理事から本会議の議事進行及び議案資料について説明があった。
(2) 議案の審議状況及び議決結果等
 定款に基づき太田理事長が議長となり、本会議の成立を宣した。
 議事録署名人は定款52条の規定に基づき、太田理事長、金沢専務理事及び高宮監事とし、議案の審議に移った。
 ①第1号議案『「情報システムの運用管理に関する規程」及び「情報システムの緊急事態における行動指針」制定』の件
 金沢専務理事から、議案の「規程」及び「行動指針」は、リスク管理規程第3条第2項「情報システムに係るリスクについては理事会が定めると」との規定を受け、理事会決議とし、細部は理事長決定による6つの内規（ITアクセス管理規則、電子メール利用規則、インターネットサーバ運用規則、ネットワークセキュリティ規則、情報機器管理規則、内部サーバ運用規則）を設けて運用したい旨説明があった。
 審議の結果、原案どおり出席理事全員一致で可決した。

②第2号議案『「就業規則」及び「有期契約職員就業規則」改定』の件

金沢専務理事から、現規程では、職員・嘱託職員・パートタイム職員の事業所外における労働時間（出張時の労働時間）に係る規定がないため、新たに「出張中の勤務は、所定の労働時間を勤務したものとみなす」との文言を追加したいとの議案説明があった。

審議の結果、原案どおり出席理事全員一致で可決した。

③第3号議案『「出張規程」改定』の件

金沢専務理事から、改定理由は第2号議案と同様である旨議案説明があった。

議案に関連して、次の質疑応答があった。

(宮川守久理事) 出張規程案の第5条「出張中の勤務は、所定の労働時間を勤務したものとみなす」が追加されるとのことだが、第4条第7項に「出張中は、通常の就業時間を正規に勤務したものとみなす。」とあり、同じような内容なので第4条第7項は削除してもよいのではないか。

(金沢専務理事) 確かに内容が重複しているので、案文の第4条第7項は削除する。

以上審議の結果、指摘を受けた上記の箇所を修正した改定案を了承することを、出席理事全員一致で可決した。

④第4号議案『「印章取扱規程」改定』の件

金沢専務理事から、現在使用している印章は、理事長実印（印鑑登録印）、理事長丸印（銀行届出印）、協会角印及び出版等関係印（請求印専用）の4種類であるが、出版等関係印は理事長丸印と相似しており、使用上のリスクを回避するため印影中心部の「理事長の印」の文言を「請求専用印」に変更すべく、印章取扱規程にある印章一つを変更したい旨議案説明があった。

審議の結果、原案どおり出席理事全員一致で可決した。

理事長より、本日の決議によって、移行前からの懸案であった27の規程のすべてを制定又は改定した旨報告があった。

(3) 報告事項

①第7回理事会以降の職務執行の状況

理事長から、6月7日に開催された前回理事会以降の職務執行の状況について説明が行われた。説明によると、公1「普及啓発事業」では、出版事業において『法令集』の改訂版を発行した。「申請はやわかり」と『登記実務』の2書籍とともに販売好調である。

また、国内外非営利組織との連携事業では、8月にカナダで開催された「AGNAアジア地区会議」事務局として調査部職員1名を派遣したほか、同年次総会、CIVICUS国際会議にも出席した。

メディア対策としては、10月5日に新制度施行後の状況についてブリーフィングすべく在京各紙・TV関係者を対象としたマスコミ懇談会を予定している。外部役員も都合のつく方はご出席いただきたい。

公2 「支援・能力開発事業」では、内閣府委託事業として公益法人相談会を9月までに6回、年度中には15回開催、内閣府派遣の専門職だけでなく公法協の役職員・相談員も派遣し官民コラボの形で実施している。

また、前年度に続き「認定申請はやわかり塾」を東京、大阪、名古屋で春季及び秋季に開講している。

グループ別情報交換会では、認定委委員及び内閣府企画官を招き、博物館・美術館、国際NGO、学会、研究機関、同一資格者団体、医療検診機関など業態別法人の移行に関する会合を継続して開催し、大変好評を得ている。

公3 「調査研究・提言事業」では、毎年定点観測として行っているWebアンケート調査によると、移行申請のピークは平成23年度とみられ、公益認定を望む特例民法法人はまだ過半数を占めるが、移行認可を指向する法人の比率が徐々に高まり、両者は今後かなり接近すると思われる。調査回答による法人のナマの声は、今月発行した報告書に掲載したのでご参照いただきたい。

また、アドボカシー活動については、5月までの枝野大臣への法制要望に続き、6月以降は税制にポイントを絞り、NPO事業サポートセンター、日本ファンドレイジング協会と連名で要望書を提出したほか、7月・8月には民主党、内閣府と面談、要望した。

管理部門では、会員関係で上期は今のところ入会73件、退会26件で概ね順調であること、また4～8月の財務につき、経常収益が1億1千万余と前年同期と比べ1,100万ほどの増収となり、収入面では好調に推移していること、他方、経常費用計は7,585万と前年より支出が少し多いとはいえ、予算の消化率は34%程度とまずまずの数字であること、また、当期経常増減はプラス4,408万であり、例年のように下期にやや支出が多くなることが予想されるものの、こちらも概ね好調であることが説明された。

本報告に関連して、次の意見（質疑応答）があった。

(福原理事) AGUNA アジア地域会議はアジア諸国間の会議であるのに、なぜトロントで開催したのか。

(太田理事長) CIVICUS 会議出席のため、各国メンバーがモントリオールに行く予定があったためである。

(福原理事) 以前自分が座長を務めた有識者会議で毎回記者会見を行ったが、記者はその都度入れ替わっていた。また、回を追うごとに記者の人数が減っていった。これはメディアの問題だが、この問題についての記者が育ってこない。公益法人協会としては、この現状をどう改善していくのか。

(太田理事長) 朝日新聞編集委員の辻記者が熱心な理解者であり終始取材活動を続けていたが、惜しくも昨年急逝された。そのような記者が朝日をはじめ他社にもいない。内閣府の記者クラブや、各社の社会部・経済部・政治部の記者がより関心をもってくれればよいのだが、当方への最近の取材をみると、日本相撲協会の不祥事もあってかスポーツ関連の記者が多くなっている。今後はなるべ

く、社会部・経済部・政治部記者の関心も高めるよう努力したい。

(福原理事) 移行や公益認定は相撲協会の話だけではない、ということを明らかにしないといけない。新聞社自身が問題に気が付いていない、ということ。

(太田理事長) 平素まじめに活動している法人が悩んでいる。もっとPRし、世論を喚起すべく、十分留意したい。

(堀田理事) 税制改正の提言で、租税特別措置法 40 条の改正要望があつたが、引き続き提言活動されているか。要望先は民主党に絞っているのか。

(太田理事長) 民主党と政府（内閣府）に対して要望活動している。ストック（資産）関係の税制、寄附した際の年末調整問題については、民主党副幹事長や市民公益税制ワーキンググループ座長の渡辺総務副大臣内閣府大島副大臣に要望している。

(堀田理事) 全体のバランスを見る能力が民主党にあると思えない。このテーマは、バランスやセンスが重要であり、財務省の方が有能かと思うがチャンネルはあるか。現状では隔靴搔痒というところなのか。

(太田理事長) 財務省には要望に行かなかった。民主党による政治主導と財務省の関係は、読みにくいところである。

(堀田理事) 理屈が通る相手にも提言することを考えてはどうか。改正の要望は、データ・資料を添えての提言が必要になると思うが、その辺りの作業はいかがか。法人制度でどこがおかしい、変えていかなければならぬという提言は、裏付けが必要だと思う。いろいろな法人から相談を受け、情報を得ている公益法人協会は、説得力のあるデータを集めることができると思うがどうか。

(太田理事長) 税制ではなく、法制に関するお話かと思うが、認定等委員会や内閣府政務三役へは極力具体例や法人のナマの声をまとめて持参している。法人の生の声を収録したアンケート報告書も、蓮舫大臣以下関係方面にすでに配布しているところである。

(堀田理事) 地方行政庁は、かなりばらつきがある。どのような戦略をお持ちか。

(太田理事長) 目下最も苦慮している問題である。今まで内閣府という一つの相手と交渉していればよかつたが、内閣府が審査の迅速化に向けた諸方策を探り適切な軌道に乗ってきたと思われる今日、今度は 47 都道府県すべてが相手となる。渡辺総務副大臣のところにも、地方行政庁各個擊破ではなく、まとめてやる方策はないかどうか相談したし、認定等委員会に対しても、当協会でできることは何でもやるから、何か効率的な手段はないかと相談しているが、今のところこれというアイデアが出てきていない。地方を集めた研修会で教育する、ということくらいしか聞いていない。

(堀田理事) 法人にとって好ましくない傾向が見えており、府県を提示して、提言することはできないか。

(太田理事長) どこか特定の府県というより 47 都道府県すべての申請率が低く、現場では色々混乱しているようだ。ただ、東京都は最近体制も変わり審査の迅

速化が進んでいるようだ。ある県では最初にまず事前相談がマスト、次いで紙ベースによる仮申請を提出、これでOKとなったら電子申請してよい、などと言われるらしい。行政庁別の移行申請率をみると、内閣府が8.7%、東京都が10.9%と突出しているが、この2行政庁を除く他の道府県は僅か平均2.1%であり、平成23年度以降殺到する申請をどう処理できるのか本当に懸念している。

(金沢専務理事) 都道府県の事務局員が勉強しようにも、申請数が少ない現状ではなかなか実践的な勉強ができない。認定等委員会でも、ケーススタディを中心とした地方行政へのアプローチを検討したいと言っていた。

(堀田理事) 公法協が、地方行政の担当職員を対象とした研修を検討したらどうか。

(金沢専務理事) 公法協でもそういう考えが出てきている。

(太田理事長) 理解が十分でないため、未だに不適切な指導もあるようだ。こういう点をどうしたらいいか、何かいい案はないだろうか。

(田中理事) 公益認定等委員会でも、地方行政の担当職員を委員会に呼んで一定期間の実践研修を行っていると聞いているが、何を勉強して戻っていくのか、地方行政の現場においてその成果が十分に生かされていない気がする。

(金沢専務理事) 東京都は今の内閣府と同じレベルまで行きました、と言っている。

(田中理事) 役員の任期について行政の担当職員から間違ったことを教えられ、移行登記する段になって間違いを法務局から指摘され、大問題になった法人があった。

(金沢専務理事) ある都道府県の認定事例だが、8つの公益目的事業で申請したら、1つにまとめた方が法人運営上やりやすいでしょうとのアドバイスを受けたとか、また別の都道府県では、運用財産はすべて法人会計に置いた方が法人運営上都合が良いでしょうとか、対応が柔軟になったことは大変結構なことであるが、統一された柔軟さがないという点が問題。地域に対する情報の提供、認定の実態の公開が必要ではないか。

(福原理事) 審査が柔軟になったとはいえ、申請時期により申請法人に有利・不利が生じることは如何なものだろうか。

(太田理事長) 一方、法人の方にも問題がある。市町村、県と委託関係があると官庁頼みになり、何とかしてくれるだろう、という安易な感覚もあるようだ。

(山本理事) 移行は淡々と進んでいるようだが、私がうち(日本国際交流センター)の移行に本格的に加わるようになって感じることは、逆に官僚の統制が強まっている気配を感じている。果たして現在の制度改革が良い方向に進んでいるのか、疑問を持つようになった。他法人の事務局長何人かと話をする機会があるが、悶々とした気持ち、どこへぶつけていいのかという気持ちは共通。この変化についての危機感、疑惑というものは耳にしているか。

(太田理事長) 法人の名前を出しても良いから、と内閣府担当官の不適切な対応を

克明に記録した書面を持ってこられたところもある。

(山本理事) 愚痴ではなく、移行のシステムのあり方について疑問がある。何か調整はできるのか。

(太田理事長) 制度的なものからくるものと、担当官の対応からくるものとある。

収支相償、認定取消しルール、連座制などは法制度上問題があり、法の改正を求めていているが、法改正まで行かずに法律の許すぎりぎりのところで運用上解決するというのが政府のスタンス。また、弾力的柔軟な解釈で実際に相当解決してきていると評価できる。

他方、現場では担当官それぞれの個性や知識の濃淡により、法人が不愉快な思いをさせられているケースが多くあり、昨年暮れから度々是正を申し入れている。内閣府もその点は認めておりかなり改善されてきている。しかしながらそうは言っても、一部は残っているだろうし、地方に行くとまだまだ意識改革が進んでいないようだ。山本理事のところのような立派な活動を長年にわたり続けてこられた法人が余計な心配をされるというのは、本来あってはならないことだと思う。どんどんまた仰っていただければと思う。

(福原理事) 島山政権が一つの目玉とした「新しい公共」について円卓会議の中間報告とそれに対する政府の対応がすでに出ており、今後これが具体的な政策としてどのように実現していくのか疑問である。明後日担当官が自分のところに来るうなので聞いてみようと思うが、円卓会議の委員構成や発言には偏りがあり、どの程度実効性があるのかはっきりしない。

(太田理事長) 菅さんはこの円卓会議をどのように受け止めておられるのか。

(福原理事) 最後の会議で、島山さんが後は菅さんによろしくとおっしゃっていたが。

②法人管理に関する報告

鈴木専務理事から、平成22年度上期のコンプライアンス状況及び下期の同施策として、コンプライアンス強化のため勉強会やオンザジョブトレーニングを予定している旨報告が行われた。

③今後のファンドレイジング活動

金沢専務理事から、当協会の今後のファンドレイジング活動プランに関する説明が行われた。説明によると、寄附金は予算100万円に対し、現在18万円である。

④特定寄附金活用プログラム

理事長から、特例民法法人が一般法人に移行する際に概ね必要な公益目的支出計画につき、特定寄附の活用を促進する新規プログラムに関して説明が行われた。

⑤内閣府等行政庁の動向

理事長から、内閣府及び全国の行政庁ごとの認定・認可及び申請の状況について、資料をもとに報告が行われた。

以上をもって議案の審議等を終了したので、16時、議長は閉会を宣し、解散した。

以上、この議事録が正確であることを証するため、出席した代表理事及び監事は記名押印する。

平成22年10月7日

代表理事 太田 達男 

代表理事 金沢 俊弘 

監 事 高宮 洋一 